

キャリアアップ助成金改正の内容
(正社員化コース)

従来の要件	正規雇用等へ転換等した際、転換等前の6か月と転換等後の6か月の賃金を比較して、以下のアまたはイのいずれかが 5%以上 増額していること。 ア 基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額 イ 基本給、定額で支給されている諸手当および 賞与を含む 賃金の総額
-------	---



新要件	正規雇用等へ転換等した際、転換等前の6か月と転換等後の6か月の賃金（※）を比較して 3%以上 増額していること ※ 基本給および定額で支給されている諸手当を含む賃金の総額であり、 賞与は含めない こととします。
-----	--